

最高裁秘書第131号

令和7年1月24日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長

苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、当庁がした司法行政文書の不開示の判断は、下記2の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

宮内庁の長官以下十数人の方々を、最高裁長官の公邸又は最高裁の特別会議室という名前のパーティーホールに招待して接待した際に作成し、又は取得した文書（直近の事例に関するもの）

(2) 苦情の申出がされた日

令和6年5月20日付け（同月21日受付）

2 答申番号

令和6年度（最情）答申第18号

（担当）秘書課（文書開示第二係） 電話03（4233）5240（直通）